

第3回 いきものにぎわい企業活動コンテスト募集要項(案)

—企業の生物多様性保全等実践活動顕彰—

はじめに

今日、地球温暖化問題はじめ環境問題への積極的な取り組みの重要性は高まる一方です。企業活動においても、社会貢献事業として環境問題への対応は不可欠なものとなってきております。

その一環として、国内で、また海外で、豊かな生物多様性の保全や持続的な利用等の実践的な活動が、多くの企業により精力的に進められています。

こうした取り組みは、企業が社会的存在として地域社会・国際社会への貢献や従業員の環境教育・ボランティア活動の機会創出に寄与するとともに、生物多様性の保全・再生に大きく寄与するものとして、きわめて有意義なものです。

地球温暖化の進展で異常気象が頻発し自然災害による未曾有の経済的損失が引き起こされている今日、持続的な環境保全活動は企業の真価を輝かせるものとして高い評価を得ており、地球環境問題を解決する実効ある活動として国際的な潮流となっています。

本コンテストは、2010年「生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)」の愛知県名古屋市開催を契機に「自然やいきものとの共生」に注目が集まり、日本の企業等による生物多様性の保全や持続的な利用等の実践活動が活性化したことに着目し、優れた実践活動を、継続的に顕彰し、広く内外に広報することによって活動のさらなる広がりを推進する表彰制度として創設いたしました。

なお、2005年から2014年までの10年間を国連「持続可能な開発のため教育(ESD)の10年」とすることが国連総会で採択され、最終年にあたる本年は、提唱国である日本(愛知県名古屋市及び岡山県岡山市)において、「ESDに関するユネスコ世界会議」が開催されることから、特に今回はESDの視点での特色ある活動についても顕彰することとします。

※第1回・第2回コンテストの概要については、次のホームページを御覧ください。

<http://mizumidori.jp/ikimono-nigiwai/>

平成26年5月

いきものにぎわい企業活動コンテスト実行委員会

(公社) 国土緑化推進機構 (公社) 日本アロマ環境協会
(公財) 水と緑の惑星保全機構

後援

環境省(予定) 農林水産省(予定)

1. 応募資格

- ① 日本国内に主たる事務所(必ずしも本社に限定しない)を有する企業をはじめ、組合、その他の法人事業者及び個人事業者とし、幅広く募集の対象とします。
- ② 募集は公募によるものとし、自薦・他薦いずれでも可とします。
- ③ プロジェクトを顕彰の対象とすることとし、各企業が複数応募することも、複数の企業が一つのプロジェクトに応募することも可とします。

2. 対象案件

- ① 企業による生物多様性の保全や持続的な利用等の実践的な活動を幅広く対象とします。
- ② 活動地域は日本国内及び海外のいずれも対象とします。

「生物多様性の保全や持続的な利用等の実践的な活動」は様々な形で進められています。

里山や棚田を保全・再生したり、荒地に植林をして森を復元したり、珊瑚礁の再生や希少種の育成に取り組んだり、あるいは、豊かな生態系の森や田んぼの産品を優先的に購入することで応援したり、工場緑地を自然林に近づけて改造するなど、「生物多様性」を意識せずに取り組んだことが、豊かな生物多様性を生み出したということも大いにあるでしょう。

豊かな生物多様性の保全・再生に役立っていると考えられる取り組みをご応募ください。

3. 優れた企業の実践的活動に対し以下の各賞を授与します。

- 環境大臣賞（予定）
- 農林水産大臣賞（予定）
- 公益社団法人国土緑化推進機構理事長賞
- 公益社団法人日本アロマ環境協会賞
- 公益財団法人水と緑の惑星保全機構会長賞
- 審査委員長賞
- 審査委員特別賞（受賞者複数）
- ESDの10年特別賞（仮称）

4. 審査基準

顕彰にかかる審査については、以下をメルクマールとし、いきものにぎわい企業活動コンテスト審査委員会（別添）において総合的に判定します。

- ① 生物多様性の保全・再生に資すること。
- ② 一定の面的広がりがあり、かつ、継続的な取組であること。
- ③ 将来にわたり持続するビジョンを有すること。
- ④ 現地政府、地元自治体、市民、NGO等との連携が図られていること。
- ⑤ 実践企業やそのグループの従業員、家族などの幅広い参加が図られている等企業の環境教育に活かされていること。
- ⑥ 地域の活性化、コミュニティの再生など地域の持続的な発展に向けた工夫や独創性があること。

※なお、本年については、上記審査基準を満たす中でも持続可能な開発のための教育（ESD）の趣旨に沿い、持続可能な地域づくり及び教育等に貢献する活動を「ESDの10年特別賞（仮称）」として表彰する。

5. 審査方法

審査にあたっては、実行委員会事務局が応募書類についての一次審査を行った上、審査委員会が審査を実施し、各賞を決定します。

6. いきものにぎわい企業活動コンテスト審査委員会

委員長 進士五十八（日本学術会議環境学委員長、東京農業大学名誉教授）

星野 一昭（環境省自然環境局長）

大野 高志（農林水産技術会議事務局研究総務官）

他4名を予定。環境省、農水省に推薦依頼中

（敬称略）

*各団体が授与する賞の審査にあたっては当該団体の代表者も審査委員会に参加するものとする。

7. 審査結果の通知・開示

- ① 各賞を受賞される団体へは、平成26年10月初旬頃に文書にて通知します。
- ② 受賞案件及び一次審査通過案件については、実行委員会において広く広報する等により、国内外に発信します。
- ③ 表彰式は、平成26年11月8日～12日に愛知県名古屋市で開催が予定される「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するユネスコ世界会議」のサイドイベントとして表彰式を開催する予定です。

8. 応募書類等

- ① 所定のエントリーシート

記載にあたっては「記載例」も参考にしつつ、活動への熱意、工夫を盛り込んで、積極的にプレゼンテーションして頂くよう、お願い致します。

（エントリーシート、記載例等は、<http://mizumidori.jp/ikimono-nigiwai/>からダウンロードしてください。）

- ② 活動写真（必須）

審査の参考にするため、また審査後、受賞活動をホームページ等で紹介するために、活動の様子がわかる写真を以下の要領で提出してください。

点数：3点

形式：データJPEG形式に限ります。拡張子が「.jpg」の画像のみ。

画像の容量は1点3MB以下。

- ③ その他参考となる資料（任意提出）

パンフレット、小冊子、地図等

9. 応募書類に関する注意事項

- ① 応募書類は電子媒体とエントリーシートの出力紙を郵送にて、実行委員会事務局宛に提出してください。写真も電子媒体によりご提出ください。
- ② 審査は基本的にエントリーシートを中心に行い、添付資料はその参考とします。でき

るだけ、所定のエントリーシートにて活動内容を紹介してください。

- ③ 応募書類は返却いたしません。また、応募後の書類の差し替えはできません。
- ④ 応募書類に不備があった場合、受け付けない場合があります。
- ⑤ ご提出いただいた写真は、公表する場合がありますので、必要に応じて著作権上の許諾を事前に受けてください。

10. 応募締切

平成 26 年 8 月 29 日（金）実行委員会事務局必着

（お問い合わせ及び応募書類の提出先）

〒105-0003 東京都港区西新橋 1-1-3 4F
(公財)水と緑の惑星保全機構内
いきものにぎわい企業活動コンテスト実行委員会事務局

TEL : 03-3433-4454 fax : 03-3433-4510

E-mail : ikimono-nigiwai@mizumidori.jp